

ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 報告書概要 (案)

ストーカー行為等の現状及び検討の方向性

1 ストーカー行為等の現状

- ・ 認知件数、検挙件数、警告・禁止命令等の件数は、いずれも法施行後最多
- ・ 平成25年ストーカー規制法改正

→ 適用効果は生じているが、依然として重大事案が相次いで発生

→ **警察・関係機関による更なる対策が急務**

2 検討の方向性

有識者検討会の開催

→ 被害者支援団体、ストーカー事件御遺族等からヒアリングを行い、規制の在り方全般について、幅広く議論

現行のストーカー規制法は事案対策に一定の効果を有しているが、個別論点について、次の方向性から議論

- ・ **法を更に有効なものとする措置とは**
- ・ **法以外の効果的な対策とは**

ストーカー行為等の規制等の在り方

1 規制対象行為の拡大等

(1) SNS等を利用したつきまとい等

SNS等を用いたつきまとい等を法の規制対象とすべき

(2) 「はいかい」行為

「はいかい」行為を法の規制対象とすべき

(3) 目的要件

目的要件を撤廃する必要性や撤廃した場合の問題点等について、更に研究が必要

2 禁止命令等の制度の見直し

禁止命令等の実施に当たっての警告前置の撤廃、禁止命令等の権限の警察署長・警察本部長等への委任、その他緊急に禁止命令等を行うことができるようにするための制度の整備を検討

3 ストーカー行為罪の罰則の強化等

(1) 罰則の強化

平穏な国民生活の重大な脅威となり得るストーカー行為を抑止するため、刑法等の罰則との均衡に配慮しつつ、罰則を引き上げるべき

(2) 非親告罪化

現在、ストーカー行為による保護法益侵害の程度は法制定当時よりも大きく評価されていることや、被害者保護のため迅速な取締りや捜査が求められていることから、非親告罪とする方向で更に検討が必要

(3) 常習累犯規定

他法令との整合性やそもそも反復性を有するストーカー行為の罪質を踏まえ、その必要性等も含めて今後更に議論が必要

加害者対策の在り方

- ・ 精神医学的・心理学的手法に関する調査研究の推進
- ・ 関係省庁・医療機関等が連携し、様々な段階で加害者にカウンセリング等を実施するための仕組みの検討

被害者等を支援するための取組

警察のみならず、教育・司法・福祉・医療等の関係機関や民間団体等も積極的に関与し、社会全体で行なわなければならない

1 支援体制の整備

(1) 都道府県警察における体制整備

被害者の多くは女性のため、特に女性警察官を中心に、相談・保護等へ対応するための体制を抜本的に増強すべき

(2) 各機関における体制整備

早い段階で相談できる機関や、被害者支援の中心となる機関の設置、関係機関による情報提供及び支援体制の拡大・充実

2 被害者の避難場所の確保等

一時避難場所を全国的に確保するために必要な連携体制の整備、長期的避難のための支援措置の検討

3 被害者情報の保護

職務関係者に対し被害者の秘密保持の徹底、住民基本台帳閲覧制限支援措置の厳格運用、正当な理由のない被害者情報の提供禁止

4 被害者等に対する情報提供等

警察及び関係機関による事案の特徴・防止策等の情報の周知・啓発、被害実態等の把握

5 ストーカー予防のための教育等

あらゆる教育現場における教育指導、教員等への研修の実施